

和地ひとみレポート No.346



令和2年第1回市議会定例会…小島副市長の再任 高木こども広場の閉鎖に対する対応策を要望

■議決案件は26件

…2月21日から開会されている令和2年第1回市議会定例会。コロナウイルスの感染拡大防止策が学校や様々なところで取られていることを受けて、市議会も一般質問は全て中止とし、予算特別委員会や議案、陳情の審査など必要最低限の内容に日程変更をして対応した中で行われています。

…今定例会は初日の本会議で「令和2年度市長施政方針演説」が行われ、その内容に対する各会派による代表質問が27日に行われました。また、今定例会の会期中には翌年度の予算案を審査する予算特別委員会も開催されるなど、翌年度に向けての重要な内容を多く含む第1回市議会定例会ですが、今定例会では議決案件も26件（来年度予算関係6件と平成31年度補正予算4件を含む）とかなり多い内容となっています。日程を短縮して行われている市議会定例会ですが、市議会としては限られた時間の中でもきちんと審議、審査するようにしたいと思っています。

…また、今定例会では現副市長の小島昇公氏が3月末日で任期を迎えるため、市長から後任について再び同氏を副市長にしたい旨の同意案件も提出されました。この件については全会一致で同意されました。

…さらに、以前、このレポートでも取り上げた「健幸都市宣言」と「東大和市子ども・子育て憲章」についても議案とされ、賛成多数で可決となりました。これら、宣言や憲章は議決を必要としませんが、市としては、これらの重要性を鑑み、議会の議決を得る必要があると考えての特別の措置を取ったとのこと。

【初日に審議された議案】

◇条例(改正9件)

①東大和市災害救助基金条例の一部を改正する条例

(昨年の台風19号等に被災した市町村に対し、財政支援を行う目的で東京都が「市町村災害復旧・復興特別交付金」を創設。この交付金は来年度実施予定の災害復旧・復興事業に充てる目的の基金に積み立てた後、必要に応じて処分する旨の規定がある。今年度から来年度にかけて実施予定の歳入一丁目土砂災害の復旧事業の財源として東大和市もこの交付金を見込むため、条例の題名を「災害救助及び災害復旧・復興基金条例」に改め、基金の名称も改めるもの)

②東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

③東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

(上記2つの条例改正は、身寄りのない単身高齢者の増加や民法改正による個人根保証契約の制度改正を踏まえ、国土交通省が「公営住宅管理標準条例(案)」において入居要件としての連帯保証人を削除したことを受け、市の条例でも連帯保証人に関する規定を削除)

④東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(災害弔慰金の支給等に関する法律及び法律の施行令の一部改正に伴い、償還金の支払猶予等に関する規定の準拠について見直しが必要になり、支給に関して死亡判定等が困難である場合に判定を行う支給審査委員会を市の規定で設置できることになったことを受けてのもの)

⑤東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(④のとおり新たに災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、その委員会の委員の日額報酬¥9,000を追加。また、学校運営協議会委員の月額¥1,000を新設。さらに、学校医及び学校歯科医の報酬額を¥44,270から¥44,290に改める)

⑥東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(市の国民健康保険運営協議会から国民健康保険税の税率等の改定に係る答申を受け、下記のとおり改正)

| 区分 | | 改定前 | 改定後 |
|--------------|-----|---------|---------|
| 基礎課税額 | 所得割 | 6.28% | 6.60% |
| | 均等割 | ¥29,700 | ¥31,700 |
| 後期高齢者支援金等課税額 | 所得割 | 1.91% | 2.05% |
| | 均等割 | ¥9,200 | ¥10,100 |
| 介護納付金課税額 | 所得割 | ¥1.93% | 1.94% |
| | 均等割 | ¥10,800 | ¥11,000 |

⑦東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

(税率改定された消費税を財源として、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るためのもの。各段階の年額(カッコ内は月額)は以下のとおり)

- ◇第1段階 ¥24,000(¥2,000)⇒¥19,200(¥1,600)
- ◇第2段階 ¥38,400(¥3,200)⇒¥31,200(¥2,600)
- ◇第3段階 ¥44,000(¥3,700)⇒¥43,200(¥3,600)

⑧東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例

(事業の見直しとして、88歳と99歳であった敬老金の支給対象について88歳のみとするもの)

⑨東大和市遊び場条例の一部を改正する条例

(用地の借り上げを行い設置している「高木こども広場」について、土地所有者の事情により令和2年3月末日を持って当該土地に係る賃貸借契約を終了することに伴うもの)

■敬老金支給条例について

…今回、条例改正された「敬老金支給条例」。この条例は昭和53年3月31日に制定されたもので、「東大和市に居住する高齢者に対し、敬老の意を表すために敬老金を贈ることを目的」としています。

(裏面に続く)

当初は77歳、88歳、99歳を対象としていましたが、昨今の長寿化を受け、平成28年に77歳を対象外にする改正を行っています。

…今回の改正の理由について市は「市の厳しい財政状況を考えて」ということと「100歳に長寿祝金を贈ることを考えると99歳と100歳と連続することも考えて」とのこと。一部の議員からは、高齢者が楽しみにしていることや、手間と費用がそれほど大きくないのだから続けるべき等の改正に反対する意見もありましたが、この条例は根拠となる法令がない、すなわち市の裁量で決定できることや、慶祝事業は必ずしも必要というものではないとの市側の説明もあり、最終的には賛成多数で可決となりました。

…ちなみに、敬老祝い金は1人当たり¥5,000を民生委員の方がお届けして見守りも兼ねているとのこと。平成31年度の実績では99歳の方は18名いたとのこと。また、100歳の長寿祝金は¥10,000で、花束(@¥5400)とともに贈られます。そして、市内最高齢の方に対してはお祝金¥30,000と花束が贈呈されています。

■子どもの遊び場を維持してほしい

…また、「東大和市遊び場条例の一部を改正する条例」が議案として提出されたことで明らかになったのが、「高木こども広場」が今月末で閉鎖されるということです。この広場は市有地ではなく、市が個人から借りている土地のため、地主の方の諸事情により返却しなくてはならないという事情は充分理解できます。

…しかし、子どもが遊べる広場が少なくなっていること、特に、市の北側には大きな公園もないため、日中、この広場の横を通ると子ども達が集まっているところを私もよく目にしていました。この広場が閉鎖されてしまうと、このエリアには子ども達が外で元気に遊べる場所はなくなってしまいます。

…そこで、本会議で「この広場閉鎖後の対応、すなわち代替地を見つけて新たに広場を作るのかどうか」という点について私は市側に確認しました。それに対する市の答弁では「代替地を見つけて新たに広場を設置する予定はなく、“高木こども広場”の近くには四小があるので、

その校庭開放を教育委員会にお願いしているところだ」との答弁でした。

…この答弁を受けて私は「こども広場で遊ぶ子ども達の利用は放課後だけではなく、例えば、長期休みの時、また、週末などは保護者の方と利用するというのもあるが、そのような学校が開いていない時なども四小では校庭開放をしてくれるのか」と教育長に確認。その答弁は「とりあえずは放課後の利用だけ校長に了承を得た」という内容にとどまりました。

■地域に開かれた学校を目指しているなら

…今、東大和市教育委員会では、「地域に開かれた学校運営の推進」として、学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、さらには学識経験者の参画を求め、開かれた学校運営のためにコミュニティ・スクールを推進する動きをスタートさせています。…具体的にはコミュニティ・スクールの成果と課題を把握するため、五中グループ（七小・九小・五中）で試行をスタートし検証をしているところです。

…“高木こども広場”の閉鎖に伴い校庭開放を行うことは、コミュニティ・スクールとは直接関係はありませんが、教育委員会の目指す地域の様々な人と共により良い教育を目指す“地域に開かれた学校”とは関連するのでは。子ども達の遊び場に関しても、保護者や地域のひと協力してより良い形を目指すべきです。

…おそらく、校庭で怪我や事故が起こった場合の責任の所在や、学校が開いていない時の管理のことなどを心配しているのだと思いますが、これらの課題について学校だけで決めて制限するのではなく、保護者や地域の方と校庭開放のルールを決めていくといったような前向きな対応をすることも“地域に開かれた学校”の実現に寄与すると思います。

…『日本一子育てしやすいまち』は、保育園や学童保育所の待機児童の解消だけでは実現しません。ぜひ、子どもの遊び場についても前向きに取り組んでほしいと思います。この条例改正の事情は理解できるので賛成しましたが、その後の対応をしっかりしてほしいと思います。

■3月2日、東大和市議会は市長に対し以下の内容の緊急要望を提出しました。

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する緊急要望】

- ①市民の生命と健康を守ることを最優先に、関係機関との協力のもと、市民への正確・迅速な情報提供と相談支援の体制を整備する等の万全の対応を図ること。
- ②小中学校の一斉休業への対応として、学童保育と児童館におけるランドセル来館での受け入れについて、職員体制を拡充する等の環境整備を図り、感染予防対策を実施し、児童の安全な生活を確保すること。
- ③学童保育、ランドセル来館の対象児童以外でも、家庭の状況によって自宅等での留守番が困難な児童、障がい児について、学校や総合福祉センター等の施設における預かりについても検討を行い、実施すること。
- ④高齢者や糖尿病等の患者は重症化リスクが高いことを踏まえ、市内の介護施設や医療施設等における感染予防対策について必要な支援を行うこと。
- ⑤新型コロナウイルスの濃厚接触の恐れがある場所の提供に繋がりにくい公共施設については、当面の利用停止を含め、十分な検討を行うこと。
- ⑥新型コロナウイルスの流行により事業活動に多大な影響を受ける中小企業や農業者に対し、金融支援をはじめとする経済対策を実施するとともに、相談窓口を設置すること。
- ⑦市民の中で、新型コロナウイルスに感染した患者が発生した際は、個人情報やプライバシーに配慮しつつ、感染拡大を防止する観点から市民への積極的な情報提供を行うこと。
- ⑧その他、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の情報については、逐次、市議会へ情報提供を行うこと。



市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。
「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102